

平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託 に関するプロポーザル募集要項

1 趣旨

平成 27 年 6 月 30 日に返還された旧上瀬谷通信施設の跡地利用については、平成 18 年度に策定した「米軍施設返還跡地利用指針」に示した方向性に沿って、検討を進めています。具体的には「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」の形成を目指し、次の 4 点を跡地利用の方向性として検討を進めています。

- ①広域の防災活動拠点・広域機能の立地
- ②「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
- ③持続的で魅力ある都市型農業の振興
- ④交通利便性の向上に資する基盤整備

旧上瀬谷通信施設の約 45%は民有地であり、上瀬谷農業専用地区協議会及び上川井農業専用地区協議会の会員である約 250 名の方々が土地所有者となっています。まずは、土地所有者の皆様の意向を踏まえることが重要と考えています。

平成 27 年度実施の「上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託（その 1）」（以下、27 年度調査という。）では、民間土地所有者約 250 人を対象とした土地利用意向調査を実施し、調査結果の分析等を行うとともに、民有地のうち農業振興を図るエリアについて、農業振興策の検討及び土地利用基本構想（案）の作成を行っています。また、平成 27 年度から始まった民間土地所有者との跡地利用検討会にかかる資料作成、説明等の運営補助業務を行っています。

平成 28 年度は、27 年度調査の成果等を踏まえ、農地集約や土地交換など、土地の整序に関するより精度の高いシミュレーションを行うために、引き続き、全ての土地所有者を対象とした意向調査（調査票及び個別訪問）を実施します。また、民間土地所有者との跡地利用検討会等を引き続き実施するに際し、資料作成、説明等の運営補助業務を行います。

2 一般事項

- (1) 名 称 平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託に関するプロポーザル
- (2) 主催者 横浜市（政策局基地対策課）
- (3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、公募型により行います。また、本プロポーザルは与えられた条件下において参加者の考え方や具体的な準備・運営に関する実力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定するものです。したがって、本業務の準備や運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではありません。

3 応募者の資格

応募の資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者としします。

- ア 平成 28 年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登載されていること（事業所の所在地は不問）。
- イ アの名簿において、営業種目「建設コンサルタント等の業務」、細目 A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）を 1 位登録していること。
- ウ アの名簿において、営業種目「造園設計」を登録していること。
- エ 農業振興計画策定等の業務実績を有すること。
- オ 土地の整序に関する業務実績を有すること。
- カ 管理技術者は技術士建設部門（都市及び地方計画）の資格を有すること。
- キ 担当技術者は今回業務と同種・類似の業務従事経験があること。
- ク 意向調査実施期間中及び検討会等開催時は、専属の担当技術者を 3 名以上配置できること。

- ケ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- コ 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
- サ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- シ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ス 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- セ 参加意向申立書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱（最近改正平成 27 年 4 月 1 日）の規定による指名停止を受けていないこと。
- ソ 平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託の完了まで、業務を履行できること。

4 プロポーザル実施スケジュール別紙参照

5 要請手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

6 その他

- (1) 横浜市における施策の転換等、やむを得ない事由により、予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) この契約は、平成 28 年度横浜市各会計予算が平成 28 年 3 月 31 日までに横浜市議会において可決されたうえ、同年 4 月 1 日以降に契約書を交換することによって確定します。
- (3) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、横浜市と協議の上、行うこととします。

7 事務局

横浜市政策局基地対策課 鈴木、吉田

所在地 〒231-0016 横浜市中区真砂町 2-22 関内中央ビル 5 階

電話 045-671-2061

プロポーザル実施スケジュール

